

平成27年度

## 茨木市立豊川中学校いじめ防止基本方針

(いじめの定義)

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」〈いじめ防止対策推進法〉

(学校教育目標)

自立・共生・連帯 ～自分を信頼しよう 信頼できる仲間をつくろう～

### 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめの禁止)

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

### 2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

#### ①学校におけるいじめの防止

児童等の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ア 仲間づくり（集団づくり）、絆づくり、居場所づくりなどの取り組み推進

イ 授業づくりの推進、聴きあい学びあう関係づくり

- ウ 自己肯定感や自尊感情を高める授業や自主活動の推進
- エ 障がいのある児童等への理解を深め、すべての児童等にとって安心・安全な学校づくりの推進
- オ 規範意識を高める取り組みの推進（道徳教育の推進）
- カ 自主活動（生徒会活動、各種委員会、人権サークルなど）の活性化、体験活動やボランティア活動の充実
- キ いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット（市教委作成）の活用

## ② いじめの早期発見のための措置

### ア いじめ調査等

- ・生徒対象：生活アンケート、Q-Uアンケート 年各1回（7月と10月）  
いじめアンケート 学期に1回
- ・教育相談週間（三者懇談、二者懇談など）の設定 年2～3回

### イ いじめ相談体制

- ・相談体制の整備 【窓口：生徒指導主事、SC、養護教諭】
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

### ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒への情報モラル教育
- ・犯罪被害防止教室の実施
- ・保護者への啓発

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

<構成員> チーフ 生徒指導主事

校長、教頭、首席、人権教育部長、生徒指導主事（生徒指導コラボレーター）

養護教諭、（学年主任、関係教職員、支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

\*（ ）は必要に応じて参加

<活動>

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること

<開催>

- ・月1回（第1月曜日2限）の生活指導委員会の中に定例会を設ける。ただし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### ②いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

- イ いじめの事実が確認された場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある児童等へのいじめが生じた場合には、特段の配慮をもって対処する。
- ウ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。
- エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

### ③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### ④学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発防止の取組に関すること

(別添)

資料1 いじめ防止等に関する年間計画

平成27年度 いじめの防止等に関する年間計画				
	学校	生徒	保護者	地域・その他
4月	校内研修 班、学級、学年など 集団づくり	いじめ防止週間 (生徒会)		
5月	教育実践 年間計画 会議(学級 集団づくりを 含む) 情報教育		家庭訪問	学校協議会 豊川ネット
6月		いじめアンケート		土曜参観 あいさつ運動 豊川ネット 教育相談担当者会
7月	校内研修 薬物乱用 防止教室	生活アンケート 三者懇談		豊川ネット
8月				
9月				教育相談担当者会 豊川ネット
10月		Q-Uアンケート 二者懇談		豊川ネット
11月	中間総括 (クラス分析含む)	学校教育自己診断 いじめアンケート		豊川ネット あいさつ運動 教育相談担当者会
12月	情報教育	三者懇談		いじめ不登校シン ポジウム 豊川ネット
1月		いじめ防止週間 (生徒会)		教育相談担当者会 豊川ネット
2月		いじめアンケート		
3月	年間総括会議 (クラス分析含む)			学校協議会 あいさつ運動

いじめ防止対策委員会(生徒指定例会)

